

衆議院 第九十回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第四号

平成二十八年五月十二日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 三原 朝彦君

理事 岩田 和親君 理事 関 芳弘君

理事 平 将明君 理事 中村 裕之君

理事 宮澤 博行君 理事 阿部 知子君

理事 田嶋 要君 理事 中野 洋昌君

あかま二郎君 理事 石川 昭政君

うえの賢一郎君 大西 英男君

勝沼 栄明君 神山 佐市君

佐々木 紀君 斎藤 洋明君

助田 重義君 中川 郁子君

額賀福志郎君 細田 健一君

細田 博之君 御法川信英君

宮路 拓馬君 宗清 皇一君

築 和生君 吉野 正芳君

荒井 聰君 小熊 慎司君

太田 和美君 逢坂 誠二君

菅 直人君 木内 孝胤君

鷺尾英一郎君 岡本 三成君

樋口 尚也君 塩川 鉄也君

藤野 保史君 河野 正美君

内閣府副大臣 井上 信治君

政府特別補佐人 (原子力規制委員会委員長) 田中 俊一君

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 山本 哲也君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 板倉周一郎君

政府参考人 (資源エネルギー庁資源工) 吉野 恭司君

ネルギー政策統括調整官) 吉野 恭司君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 多田 明弘君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房緊急事態対策監) 大村 哲臣君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 山田 知穂君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 青木 昌浩君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 櫻田 道夫君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 武志君

委員の異動 五月十二日

補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

同日 足立 康史君 河野 正美君

同日 補欠選任 村井 英樹君 神山 佐市君

府大臣官房審議官山本哲也君、文部科学省大臣官房審議官板倉周一郎君、資源エネルギー庁資源工

ネルギー政策統括調整官吉野恭司君、資源エネルギー庁電力・ガス事業部長多田明弘君、原子力規

制庁長官官房緊急事態対策監大村哲臣君、原子力規

制庁長官官房審議官山田知穂君、原子力規制庁

長官官房審議官青木昌浩君及び原子力規制庁原子

力規制部長櫻田道夫君の出席を求め、説明を聴取

いたしました。存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三原委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

○三原委員長 質疑の申し出がありますので、順

次これを許します。佐々木紀君。

○佐々木(起)委員 自由民主党の佐々木紀でございます。

きょうは、質問の機会をいただきまして、まこ

とにありがとうございます。また、田中委員長に

答弁に立っていただけたら、よう調整いただいたこと

も感謝したいと思います。

そこで、すぐに田中委員長に御質問したいこと

ろであります。先に経産省にお伺いをしたいと

思っています。

ここに五月九日の朝日新聞の記事を持ってまい

りました。二人の元総理が並んで、片方は熊本県

知事を経験された方でありますけれども、ここ

に、「原発は、安全で、一番安く、クリーン」と

書かれていらっしゃるけれども、その下の文章が問

題でして、「これ、全部うそだ」、こう書かれて

いるんです。

こういう意見広告を掲載されているわけであり

ますけれども、大変影響力のあるお二人が国の方

針とは違う主張を大々的にされているということ

は、私は大変問題があるのではないかと思います

けれども、政府の見解をお伺いしたいと思いま

す。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

原発に対してはさまざまな御意見があることは

承知しております。ただ、御指摘の意見広告に

つきましては、一民間団体の御意見でもございま

して、コメントは差し控えたいと思っております。

私ども、五年前に福島第一原発の事故という経

験をいたしまして、安全神話に基づく原子力に安

易に依存してはならないという大きな教訓を得た

ことは御承知のとおりでございます。これを踏ま

え、原子力発電への依存度は可能な限り低減させ

るという目標を掲げたところでございます。

他方で、これも御承知のとおり、あらゆる面

で、すぐれたエネルギーはないという認識を持つてお

りまして、昨年、エネルギーミックスを策定する

に当たりまして、改めて、スリーEプラスS、

このエネルギー政策の目標の実現を念頭に、現実

面におきまして、火力発電への過度な依存に伴う

エネルギー自給率の大幅な低下、あるいは二酸化

炭素の排出量の増加、さらには電力料金の上昇に

伴います国民の方々あるいは中小企業の負担増

加、こういった課題を見詰め直しまして、やは

り、資源の乏しい我が国のエネルギー政策上、再

生可能エネルギーの最大限の導入を行つていくこ

とはもちろんでございますけれども、原子力とい

う選択肢を放棄すれば責任あるエネルギー政策を

実行できない、逆に申し上げれば、一定程度の原

発の再稼働は必要であり、ゼロにはできない、こ

ういう判断を行つたところでございます。

そうした中で、準国産であつて、運転コストも

低廉で温室効果ガスも排出しないという特性を持

つ原発の最大の課題は安全性でございます。した

が、この点につきましては、独立した原

子力規制委員会の厳格な審査を経たものにつ

いて

規制庁もお受け入れになつて、規制のあり方をよりよくしていくこととお取組みかと思ひます。これは多岐にわたる指摘ですので、きょう取り上げさせていたきたいのは主に二点、ござります。

実は、原子力規制庁は、頑張つて、再稼働のための要件とか安全性についてはお示しをいたしたいところですが、しかし、その一方で、放射線防護については、今、放射線影響協会などが被曝のモニタリングをしたりしておられますが、その精度がどうか、レベルがどうかなどの、放射線防護にかかわります部分での原子力規制庁の、いわゆるそれらをチェックしたり検証したりする機能が弱いのではないかと勧告があるかと思ひます。この点について一点。

もう一つ、原子力の安全規制ということでは、厚生労働省も被曝管理、労働安全衛生法や電離則にのつとてやっておられるわけで、他の省庁との連携を規制庁に求める指摘もあると思ひます。

私は、以前から、委員長には、日本の被曝の一元管理がなされていないことは国として大変問題があるであろうということで、この点においても原子力規制庁にリーダーシップをとっていただきたいし、腰が重い厚生労働省とすれば、何とか協力してそちらに一致してやっていっていただきたいと思ひます。

このIRRISの二点の指摘、今あるモニタリングについての精度はどうか、さらに高めていくための指導も必要であろう、それから、ほかの監督官庁との横横連携についても指摘が勧告でなされていると受けとめました、委員長のお考えを伺ひます。

○田中政府特別補佐人 我が国のいわゆる放射線被曝に関する個人の線量評価については、原子力発電事業者を初めとした原子力事業者については、先生御指摘のように影響協会が委託に基づいてきちっとデータも集約して整理されているということでありませうけれども、放射線被曝を受ける

機会というのは、医療被曝とか、特に最近でいいますと、航空機乗務員とか、それからF事故によつて起こつた福島県民の被曝とか、非常に多岐にわたつております。そういった被曝を全然把握しない方がいいのかということについては、以前、学術会議でも相当議論されて、そういった申し入れを受けてもおります。

私自身も、そういうことをきちつと捉まえて記録として残しておく必要があるのではないかと、うふうには思ひますが、それを私も原子力規制庁がやれるかというところ、いろいろな意味で、それはそういう状況にはないということをおし上げたと思ひます。

その観点から、ぜひ、厚労省という他省庁と協力をしてやりなさいということだと思ひますが、こういう問題は、なかなか、受け皿をきちつとつくつてやっていくというその趣旨も含めまして十分に議論していく必要があると思ひますので、行政庁だけの努力で、厚労省といえども自分だけの努力でできるようなことでもないのかもしれないので、ぜひ、先生方を含めて国会等でよく議論していただいて、どこがどうすべきかということをお示しいただければ幸ひと思ひます。

○阿部委員 毎回この質問を原子力規制委員長に投じて、ほぼ同趣旨のお返事であるわけです。もちろん、事故による被曝、住民の被曝、除染作業の被曝、医療被曝、航空機に乗つたときの被曝、とにかく一人の人間が一生の中で受ける放射線について一元的なデータが残るように、これもアメリカでは原子力規制委員会がリーダーシップをとつて一元管理に持つていったと思ひます。

私は、今、少ない人数であれもこれもということと、ところで大変御無理を重ねていただいているのは重々承知の上で、しかし、本当に重要な、人間の健康、環境への影響ということをやつていただく担当としての原子力規制庁と思つております。

もちろん、私も国会議員もつと挙げて、例えば、大体、普通の国では個人の被曝量は国家管理です、そうならないところの問題も

含めてまた御指摘をさせていただきますし、他国から指摘されることがなくなるように、私も国会も挙げて、また委員長にも御尽力をいただきたいと思ひます。

○三原委員長 次に、藤野保史君。

○藤野委員 日本共産党の藤野保史です。私は、北陸電力の志賀原発についてお聞きしたいと思ひます。私は北陸信越ブロックで選出させていただいてまいりました。昨年の九月には、志賀原発の敷地の外の活断層調査にも参加をさせていただきました。主に、原発の北九キロにあり富来川南岸断層というものを、これを中心に周辺を見させていたいただきました。

例えば、あそこには能登金剛という有名な観光地がありまして、厳門という場所に行きました。海岸の岩がばきつと直線と割れておりまして、どう見ても断層による割れなわけですね。敷地内には、先ほども出ましたけれども、Sで幾つか断層がある。外にはKとかFとかいう名前をつく断層もありまして、そういうものも見てまいりました。

また、地震による隆起で生まれたと考えられております海食ノツチというのもありまして、ノツチというのはくぼみという意味で、波とか海水でうがたれてきたくぼみ、これが海面上ではなくて十メートルとか二十メートルとか高いところにあるということ、そういうものも見てまいりました。

さらには、ヤッコカンザシという化石、これは釣りなんかで使うゴカイの仲間と言われているんですが、この化石も海面より上にあるということと、断層とあわせて考えますと、過去に活発な地盤活動があつたというのが大変よくわかりました。

特徴的なのは、こうしたことを地質学者などの専門家と地域に住まわれている住民の方が協力し

て調査研究を重ねてきた、こういうことなんです。市民参加型と言えるんじゃないかと思ひます。学者の方が、例えば、ここでも活断層が動いたらこういうものがあるはずなんだよなというふうなことを言いますと、地元の方が、ああ、そういうものならあそこにあつたよというので、例えば海食ノツチとかヤッコカンザシの化石とかを小まめに海岸線を歩いて見つけてこられる、地元しかわからないようなルートで探してこられる、それをまた学者の方が検証して、確認して、学会などにも報告していくというような、まさに学者と住民のコラボレーション。全国的に見てもちよつと貴重な成果じゃないかと思ひますが、そうしたことをやられている。

私もそれに参加しまして、敷地内のお話がありましたけれども、敷地内の断層だけ見ていたらわからないような原発周辺の地域の実像といひますか、よりリアルに、複眼的にわかるなと思つております。

その上でなんです、きょうは、やはり敷地内の断層についてお聞きをしたいと思ひます。配付資料をお配りさせていただいておりましたが、その一番目を見ていただきますと、これは規制庁からいただいた資料をもとにちよつと色づけをしたんですが、一号機、二号機とありまして、一号機の色が原子炉建屋、その下の緑がタービン建屋、二号機のピンクのところは二号炉原子炉建屋で、青がタービン建屋となっております。

中には、S-1からS-8まで、いわゆるシームと言われるものが八本縦横に走つていて、私自身は思うんですけど、これは私だけの感想ではなくて、規制庁の前の保安院時代に設けられた専門家会合でも、よくこんなのが審査を通つたというぐらいたつたというふうな感想も専門家の方から出ているということでもあります。

ここで規制委員会に確認したいんですが、先ほどお話がありました、バックフィット等の

チエックをして、先日、四月二十七日に有識者会合の評価書が出されましたが、この中で、敷地内のS-1、そしてS-2・S-6断層をどのように評価されていますでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。委員御指摘の評価書の中におきましては、S-1破砕帯、S-2・S-6破砕帯の評価を行っております。

まず、S-1破砕帯につきましては、これは建設時のトレンチのスケッチ及び岩盤調査で確認された情報から、S-1破砕帯の北西部部分については後期更新世以降に活動したと解釈するのが合理的である、それから一方、同じ破砕帯の南東部については後期更新世以降の活動はない、このような評価でございました。

それから、S-2破砕帯、S-6破砕帯、これは一続きのものという形で扱われてございますけれども、いずれにつきましても後期更新世以降に活動した可能性があるという評価でございました。

さらに、今回の評価は限られた資料やデータに基づいて行われたものであり、より正確、確実な評価をするためには、断層破砕部の詳細な性状など、データ等の拡充が必要であるということで、六項目の今後の課題もあわせて示されているというのでございます。

○藤野委員 つまり、いずれの断層も活断層だというのが有識者会合の結論ということになっております。

田中委員長も、四月二十七日の記者会見で、今後、今おっしゃったように、六点左右論点として残っているけれども、現状のままだと、多分、評価書案が尊重されるとおっしゃっておりまして、重要な知見として規制委員会としてもこの評価書案を扱うということでありまして。

他方、新規制基準は、活断層の真上に原子炉等の重要施設をつくることを認めておりません。当然のことだと思っております。

も、この規制基準にのっとるといいますか、規制基準の立場からすれば、一号炉は速やかに廃炉にすべきじゃないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○田中政府特別補佐人 ただいま櫻田の方から御説明申し上げましたように、動く可能性は否定できないという、今はもう既に見ることができない昔の旧トレンチのスケッチを見て、それをベースに有識者会合がそういう御判断をされたということですので。

ただし、否定できないということなんだけれども、さちと、そういうものが活断層かどうか、動くのかどうか、後期更新世以降、活動する可能性があるかどうか、そういうことを確認するために、六つのデータ、六つについて具体的に御指示が、示唆がありましたので、まず事業者にさちとデータを出していただいで、そのことをベースに実際に一号機の下でS-1が動くのかどうかということを判断していきたい、それが今後の審査会合の課題だと思っております。

○藤野委員 審査されるということなんですから、やはり、審査が長引けば長引くほど、活断層の真上に原子炉が建っているという状況は続くわけですね。

しかも、原子力規制庁に聞いたら、一号機の建屋の中には使用済み核燃料が六百九十二体入っているというところで、住民の皆さんは不安で仕方がないというふうにおっしゃっております。そういう点でも、直ちに廃炉を決定すべきだと思っております。

さらに、六点左右おっしゃいましたけれども、あくまでS-1からS-2、S-6だけなんですけれども、ほかにS-8まである。S-4というのは一号機の原子炉建屋の真下を通っているわけで、1と2、6だけじゃなくて、ほかのものもしつかり判断すべきだというふうに思います。

その上で、きょうは、時間の関係もありますので、二号炉についてお聞きをしたいと思います。規制委員会に確認したいんですが、S-2・

S-6断層の真上には二号機のタービン建屋があつて、その建屋の中には原子炉補機冷却水系の配管がある、これは間違いないでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。恐らく、委員がきょう御用意された資料の中から今お話をされたと思います。そこに設置変更許可申請書なども書いてございまして、今御指摘いただいたことは事実かというふうに考えます。

○藤野委員 今お話があつたように、配付資料一をまた見ていた方がいいんですが、私が申し上げたのは、二号機タービン建屋、水色で囲つてある部分であります、そこをS-6が、S-2とつながっているわけですが、通っている。

配付資料の二を見ていただくと、これは北陸電力さんの資料から拝見したんですけれども、タービン建屋がなぜか非常にちっちゃく描かれているんですが、本当はもつと大きいんですが、そこに原子炉補機冷却水系というのがあつて、その下に活断層があるということになります。

規制委員会にもう一点確認したいんですが、もしこの原子炉補機冷却水系の配管が壊れて機能を失つたら、過酷事故の際の崩壊熱を除去できなくなるおそれがあるんじゃないでしょうか。

○櫻田政府参考人 お答え申し上げます。現在存在している補機冷却水系のみで除熱をしようということであるとすれば、そのとおりでございます。

ただ、私どもが今審査をしている基準になつてございまして新規制基準におきましては、そういう通常使われる設備が壊れたことも想定して、それでも過酷事故に至らないようにする、あるいは至つたとしてもその影響を抑えることを要求してございまして、直ちにといひますか、この配管が壊れたら全く制御できなくなるということで

は新規制基準には適合とは言えない、こういう審査をすることになるかというふうな考えをございします。

○藤野委員 今お答えがありましたけれども、そのお

それがあるということでありまして。配付資料の三番目を見ていただきますと、これは国会事故調の報告書から抜き出させていたいただきました。少し長いんですが、紹介させていただきます。

原子炉圧力容器の水を数分間で空にするほどのペースで、毎時約五千六百トンもの蒸気をタービンへと送り出している原子炉の核エネルギーは、たとえその五%程度であっても膨大である。これが、原子炉緊急停止（スクラム）に成功しても、その後依然と発生している原子炉内の崩壊熱である。崩壊熱の発生は、その後時間とともに低下していく。

こうありまして、元々の値が膨大であるだけに、0.1%といつても依然かなりの発熱量に相当する。この崩壊熱を除去しなければ、崩壊熱の発生源である燃料ペレットや燃料被覆管の温度が上昇を続け、溶融や損傷、崩壊が起こってしまう。

初期冷却に失敗した場合、その後の復旧が極めて困難で複雑なものになってしまう。第一、第二、第三と、次々と壁を突破しながら、放射性物質の放出が起こってしまうからである。

という指摘が国会事故調でされております。つまり、緊急停止できたとしても、それだけでは不十分であつて、その時点であるその熱を冷まさないければ、除去しなければ、結局はここに書いてあるようなメルトダウン、メルトスルーまで至つてしまうおそれがある、実際、福島でそのことが起きたということでもあります。

私たちがこのことを福島の大きな教訓として学ばなければいけないと思つておりますが、だからこそと言つてはなんですか、規制委員会の基準にもこのことが反映されていると私は理解しております。

配付資料の四を見ていただきますと、これはいわゆる設置変更許可申請書なんですが、左にありますが、原子炉停止後、今言つたスクラム後、炉心から崩壊熱を除去するための施設として、真

ん中辺に、ちよつと薄くなつてしまつて申しわけないんですが、原子炉補機冷却水系というのが補助設備の一番上のところに載つております。

つまり、タービン建屋にあるこの崩壊熱を除去するための施設、これがなくなるとその後の冷却ができなくなるおそれがあるということで、田中委員長にお聞きしたいんですが、新規制基準というのは、原子炉だけじゃなくて、こうした安全上重要な機器についても活断層の上にあつてはいけな

いとしておられるんじゃないでしょうか。
○田中政府特別補佐人 一般論として、補機系もそうですけれども、事故対策上必要な安全機能を有する施設は大体Sクラスということですので、Sクラスの下に活断層があつてはいけないというのは御指摘のとおりです。

○藤野委員 そうなると、まさにいわゆる安全上重要な施設である原子炉補機冷却水系があるタービン建屋の真下のS-2、S-6が通つておられるということになるわけですから、本当に、そうした規制基準の立場に立つても、これはやはり二号も廃炉にするしかないというふうに思ふんですが、いかがでしょうか。

○田中政府特別補佐人 活断層の有無についてもまだ今後の審査案件ですので、予断を持つてお答えするのは差し控えたいと思います。

もちろん、そういったことで活断層であるということになれば、それに対して、そのままでは認めるといふことにはならないと思ひますけれども、その前提となるところがまだ確定しておりませんので、今後の課題だというふうに御説明させていただきます。

○藤野委員 先ほども言つたんですけれども、この活断層の上に、一号でいえば原子炉が乗つておるし、二号でいえばこういう安全上重要な機器が乗つておる。二号でいえば、いわゆる燃料が八百七十二体、これは原子炉内に装荷されている状況で今審査を受けているという状況であります。ですから、新規制基準では、まさに先ほど紹介した福島のおあひう経験も受けて、重要な機器も

活断層の上に置いてはいけない、そういう基準をつくつたわけですから、本当にその基準にしっかりとつとめて、活断層の上にごういふものがあつてはいけない。

先ほど、冷却できないことはないんだとか、非常用注水車を持つてくるとかいうことだと思ふんですが、そういう話じゃないんです。非常用注水車云々じゃなくて、この基準を満たさなければ、だめだ、そういう基準なわけですから、置いておる時点でアウトなんですね。ほかに車があるとかどうこうという話ではない。

ですから、一号も二号もまさにそうした状況にあるということ踏まえて、しかも、住民の皆さんは、そこに燃料が装荷されていたり、使用済みプールのところにあるということそのものに大変不安を持つておられるということですから、直ちにこれは廃炉の決断をすべきだと思ひます。

そして、もう一点、冒頭紹介したんですけれども、志賀原発の周辺、敷地内だけじゃなくて周辺というの活断層がたくさんありまして、北陸電力自身が、敷地への影響が大きい活断層というのを提出していると思ひます。これによると、二本の活断層がいわゆる能登半島を、たくさんあると北電自身が言つておる。

実際、二〇〇七年には、三月二十五日ですけれども、能登半島でマグニチュード六・九の大きな地震が起きました。私も現場にも参りました。この能登半島地震は、実は、それまでは地震空白地域と言われる地帯で起きた大きな地震でありまして、志賀原発がある志賀町も震度六弱の揺れが襲いましたし、最大震度は震度六強であります。ちなみに、志賀町では、全壊は十四、半壊が二百十七、一部損壊は三千四百余りに上つておる。志賀町でさえそうなんです。

田中委員長にもう一度お聞きしたいんですが、有識者会合でまさに専門家はそういう判定を下しました。そして、敷地内だけじゃなくて敷地外でもそういう大きな地震、ちなみに、能登半島地震

の震央から志賀原発まではわずか十八キロなんです。こういふ近さでそういう大きな地震も起きると思ひます。

ですから、やはり率直に言つて、もう志賀原発は一号も二号も立地不適だということに言わざるを得ないんじゃないか。一、二号とも設置許可そのものを取り消すべきじゃないかと思ふんですが、いかがでしょうか。

○田中政府特別補佐人 先ほど来、繰り返しの御指摘も、有識者会合の御指摘も、敷地内だけではなく、海岸線等の変動も含めて、海の中も含めて調査するということ御指摘をいただいております。ぜひ、そういったこと御指摘を真摯に受けとめて、事業者にも受けとめていただいて、それで、そういったデータをもとに判断をしていきたいと思ひます。

その結果としてどういう結論が出るかということについては、今ここでお答えするのは差し控えたいと思ひます。

○藤野委員 最後になりますが、重要な知見にするというのには実は大変重いことで、参考にするというの軽く聞かせるんですが、冒頭紹介した地元の皆さんの調査というのは、規制委員会に何度提出しているんですか。資料として採用してほし

いと言つておるんですが、これは採用されないんです。まさに参考。しかし、この有識者会合の評価書案はまさに重要な知見として取り入れられているというこの重さをぜひ受けとめていただいて、早急に判断をしていただくことを求めて、質問を終わります。

○三原委員長 次に、河野正美君。
○河野(正)委員 おおさか維新の会の河野正美でございます。

早速質問に入りたいと思ひます。
五月九日、今年度初めて、放射性廃棄物の最終処分に向けた全国シンポジウムが東京で開催されました。昨年度も同様のシンポジウムが開かれましたが、その開催結果をどのように評価されているのか、昨年度の経験を踏まえ、今年度はどの

ように開催していく考えか、昨年度と今年度の取り組みの違い、そして狙いについてお示しいただきたいと思ひます。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。
最終処分の関係の全国シンポジウムでございます。

今先生御指摘のとおり、この全国シンポジウム、昨年の七年ぶりの基本方針の改定の後、昨年、第一弾、第二弾、春と秋、そして今回、第三弾ということやらせていただいているものでございます。

内容といたしまして、当初、第一弾のときには、七年ぶりに改定いたしました基本方針の内容を中心に御説明をさせていただきました。そして、第二弾では、第一弾のときの御質問の多さを踏まえまして、地層処分が本当にできるのかといった技術的な面、あるいはその必要性といったあたりを中心に御説明をさせていただきました。さらに、今回は、昨年の十二月に最終処分関係閣僚会議で、国民や地域の方々に冷静に受けとめていただける環境を整えた上で、いわゆる科学的有望地の本年中の提示を目指すことを決めましたので、そうした内容を御説明をさせていただきます。

これまでの評価ということで御質問がございましたけれども、我々として、理解度の進展というものについては参加していただいた方々の評価に委ねたいと思ひますが、我々としては、例えば、お母様世代の参加が少ない、それから、開催場所が全国で九カ所に限られておりますので、二次広報のあり方、こうしたものにさまざまな取り組む工夫が必要かと思つております。

また、国際的な状況、海外の取り組みについての御関心が非常に強いということで、三月二十八日に国際シンポジウムを東京で開催させていただきますが、こうした取り組みの内容を動画で御紹介したり、そうした工夫をしているところでございます。
開催都市、あるいは、週末中心から平日もやる